

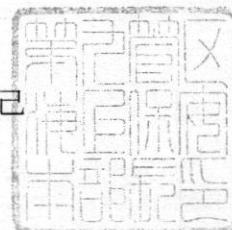
第九管区海上保安本部公示第63号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年10月7日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



姫川河口部の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所

住所 新潟県上越市南新町3-56

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 姫川河口部（付図に示すとおり）

期間 令和2年10月12日から令和2年11月30日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。

